

2011年4月から6月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2011/6/28	要件管理システムのデータベース更新と機能拡張(2011年度)	2011.6.28 ~ 2012.3.19	1式	日揮(株)	8,400,000	

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2011/4/26	事務所内清掃業務委託	2011.5.1 ~ 2012.3.31	1式	(株)ビルネット	7,862,400	会計規程第21条第4項第3号及び契約細則第52条第2項第1号 契約額は年額換算、契約期間満了後継続
2011/5/18	NUMOホームページヒューリスティック調査の実施	2011.5.18 ~ 2011.6.30	1式	(株)ウイルアライアンス	3,024,000	会計規程第21条第4項第1号及び契約細則第52条第1項第4号
2011/6/23	断層の水理特性の調査・評価手法に関する検討(その4)	2011.6.23 ~ 2012.3.31	1式	LBNL(ローレンスバークレー国立研究所)	992,000US\$ (80,352,000)	技術協力協定に基づく共同研究 ()内契約額は契約時の為替相当額による換算額
2011/6/27	NAGRAIによる2011年度英文資料作成におけるサポートの実施	2011.6.27 ~ 2012.3.20	1式	Nagra(スイス放射性廃棄物管理協同組合)	64,215CHF (6,200,000)	会計規程第21条第4項第1号及び契約細則第52条第1項第2号 契約額は年間想定額 ()内契約額は契約時の為替相当額による換算額
2011/6/29	東日本大震災を踏まえた2010年技術レポートの追加検討	2011.6.29 ~ 2012.3.16	1式	東電設計・ダイヤコンサルタント・日揮・鹿島建設・大林組・クインテッサジャパン技術情報整理共同体	44,100,000	会計規程第21条第4項第1号及び契約細則第52条第1項第2号
2011/6/29	地質環境の調査技術・評価手法の実証(その4)	2011.6.29 ~ 2012.3.23	1式	(財)電力中央研究所	18,165,000	技術協力協定に基づく共同研究
2011/6/29	草の根活動の実施	2011.6.29 ~ 2012.3.31	1式	(公財)日本生産性本部	15,120,000	会計規程第21条第4項第1号及び契約細則第52条第1項第2号

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。